

児童扶養手当の制度

項目	内容
支給対象	<p>18歳到達後の最初の3月31日までの間にある 児童を監護する母又は父等 ※一定の障害がある場合は20歳未満まで</p> <p>・父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童 父または母が一定程度の障害の状態にある児童等 ・支給対象の有無は振興局判断となります。</p>
所得制限	申請者本人や扶養義務者本人の所得に応じて手当は 異なります。
手当月額	<p>●全額支給</p> <p>児童 1人目 : 46,690円 児童 2人目以降 : 11,030円</p> <p>●一部支給</p> <p>児童 1人目 : 11,010円～46,680円 児童 2人目以降 : 5,520円～11,020円</p>

お問い合わせは

中頓別町介護福祉センター窓口
電話：01634（6）1995